

大飯原発再稼働反対 要望書

平成24年4月24日



郵送
お支払い済み

栗東市議会 議長 殿
山本 章

全ての原発即刻停止・東久留米

東京都東久留米市南沢5-13-12 川井 満

TEL 042 465 1175



要望します

大飯原発、再稼働してはなりません。再稼働に反対してください。エネルギー論議をしてエネルギーは確保したが、命を失うことになってはなりません。「原発はいのちの問題」です。

再稼働反対の理由は以下です

日本の原発は平成18年に「改正・発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」により設計がなされ、福島第一原子力発電所をはじめ他の既設の原子力発電所はこれにより審査し安全を確保したとしています。しかしながら、東北地方太平洋沖地震により福島第一原子力発電所が損壊し、大津波に襲われ放射能大災害を引き起こしました。絶対に壊してはならない原発が壊れましたが、このことは自然の理であると考えます。

原子力発電所（原発）の安全について、原発の安全とは何か、そして絶対安全とは何かを吟味しなければならぬと考えます。

【1】 耐震設計審査指針で原発の安全は確保できない

1. 絶対に壊してはならない構造物と場合によっては壊れる構造物とを一緒にしました。

原発がまだ無かったとき、建築物、橋、などは場合によっては壊れるものとして造られてきました。原発は日本で1970年代になって出現し、このとき、原発は絶対に壊してはならない構造物として「大地震、大津波があった場所には建設できない」とする原子炉立地審査指針・1964年を作成しました。原子炉立地審査指針は、原発は一般構造物と同じではない、絶対に壊してはならないとするものでした。

2. 「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を作成した時、原発の耐震設計審査指針は一般構造物の耐震設計基準の手法を踏襲して作成しました。

一般構造物の鉄筋コンクリート構造計算基準は1933年に日本建築学会により制定されました。この基準は、なるべく壊さないとする考えで、以降、地震による損傷率を検証し、損傷原因の追求、研究を

行い「計算基準」の改定をしてきました。

原発の耐震設計審査指針はこれよりはるかに遅く、1978年に原子力安全委員会で決定しました。ところがその設計手法は、両者全く同じで、後者が前者を踏襲したことにより原発は「絶対に壊してはならない」ものから、「場合によっては壊れる」構造物になりました。原発の絶対性は失われました。なぜ「場合によっては壊れる」になったのか、その理由は以下の通りです。

設計は一般の構造物も原発も次の手順に従い設計します。

- 設計用地震力を地震が起きる以前に「仮」に決めて設計を進める。
- 構造体の内部応力の計算は仮定に仮定を重ねて「仮」に計算を進め、実証試験、実地検証をしないで、「仮」のままで終わる。

このことの意味は、設計は地震力も構造体の内部応力も「仮」の世界でのことで、「実」の世界ではないこと、「実」は実際の地震がきたときでしか確認できないこと、このため「実」の世界の検証は事前には不可能なことです。

このことから、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」で設計しても、原発は地震で壊れることがあります。

そして更に、地震には同じ地震は無く、構造物の破壊も同じ破壊は無く、皆固有であり、従って再現不可能であり、一個の原発が壊れるか壊れないかは科学で扱うことができないこととなります。

一般の構造物はこのアイマイな手法で、場合によっては壊れるものとして認めています。が、原発は絶対に壊してはならないものであり、それならば、このアイマイな手法は認めることはできないとしなければなりません。曖昧手法の数値を基にして原発の絶対性の評価をするストレステストは論外です。

平成23年東北地方太平洋沖地震による建築物被害 第一次調査（速報）・独立行政法人建築研究所によれば福島県の一般建築物の損傷は小さいことが報告されています。

<http://www.nilim.go.jp/lab/bbg/saigai/h23tohoku/110314kentiku.pdf>

東北地方太平洋沖地震は巨大地震でありながら、構造物に与えるエネルギーは小さく、原発を含め構造物はそれなりに壊れました。自然のことわりであるといえます。

【2】 余震に対する核施設の安全は確保できない。—「使用済み核燃料棒」の安全は確保できない。

本震で核施設が損傷した後で損傷した核施設は余震に耐えられるかを考えなければなりません。大地震では通常、余震を伴い、余震が本震と同じレベルのこともあり、損傷した核施設は更に損傷、倒壊にいたると考えなければなりません。

核施設には核燃料棒の貯蔵プールがあります。福島第一原発の4号炉の構造体は破壊しており余震でさらに損傷するなら貯蔵プールの損傷に直結します。4号炉貯蔵プールの損傷は現在進行形です。現在これの制御は不可能な状況にあります。

核施設の安全を考えた時、余震による「使用済み核燃料棒」爆発は日本崩壊、東アジア崩壊に至ると考えなければなりません。

日本政府は地震による原発損傷に対し「オフサイトセンター」や「フィルターを設置」「避難の仕方」「ヨウ素剤の確保」で補うことを考えています。がしかし、これは児戯に等しく納得できるものではあ

りません。原発は絶対に壊してはならないものとして考えなければなりません。

地震で原発が壊れるなら、私たちは地震の発生を止めるか、原発の稼働を止めるか、どちらかを選択しなければなりません。地震発生は自然の理であり私たちの手中にはありません、とするなら、原発の稼働を止めるかしかないと考えます。原発による放射能災害は日本崩壊、東アジア崩壊に至ります。

日本の原発は再稼働してはならないことを申し上げます。

以上

資料

1. 環境行政改革フォーラム予稿集 川井満の報告

05.2.5 報告・浜岡原発原発停止へ向けての活動

05.12.11 報告・浜岡原発原発停止へ向けての活動 □

08.5 「日本の原発」、耐震審査指針で設計すれば大丈夫か？ そうは行かない

12.3 原発は造ってはならない、稼働してはならない

2. 原子力安全基準・指針専門部会 耐震指針検討分科会第44回、第45回会合配布資料